

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第3号

北浜公園において発生した負傷事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月26日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市 [REDACTED]

[REDACTED] (当事者)

[REDACTED] (法定代理人親権者)

2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 令和2年12月12日午後1時30分ごろ、八幡浜市北浜一丁目1590番30、北浜公園の場内において、同所に設置しているモニュメントの一部が接続部の老朽化により落下したため、付近にいた相手方（当事者）の左足に直撃し、負傷した。

このため、治療費その他の通院に係る費用の全額を市が相手方に支払う。

(2) 相手方（当事者及び法定代理人親権者）は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。

(3) 損害賠償の額 6,550円